

平成19年2月1日

条例第15号

熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに
費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び同法第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬及び報酬の額並びに支給方法)

第2条 特別職の職員の議員報酬及び報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 年額議員報酬及び年額報酬を受ける特別職の職員が、年度の途中においてその職につき、又はその職を離れたときは、月割をもってその年分の議員報酬及び報酬を支給する。この場合において、円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。
- 3 年額議員報酬及び年額報酬は、その年度分を年度末月に支給する。ただし、年度の中途においてその職を離れたものに対する議員報酬及び報酬は、その都度支給する。
- 4 日額報酬は、勤務した日に支給する。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、広域連合長が定める日に支給することができる。

(議員報酬及び報酬の調整)

第3条 特別職の職員が他の特別職の職を兼ねた場合には、議員報酬及び報酬を併給することができる。ただし、議会の議員が議長及び副議長の職にある場合には、その重複期間中は、議員報酬の多い職の額を支給する。

(公務旅行の費用弁償)

第4条 特別職の職員が、公務のため旅行するときは、別表第2により、その費用を弁償する。

第5条 特別職の職員（広域連合長及び副広域連合長を除く。）が議会に出席したときは、前条の規定にかかわらず、別表第2の日当のほか、特別職の職員の居住する地域の区分に応じ、別表第3により、その費用を弁償する。ただし、公用車（熊

本県後期高齢者医療広域連合を構成する市町村の公用車を含む。)により出席した場合の費用弁償は、支給しない。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議員報酬等の支給については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日条例第19号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日条例第20号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月1日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年11月2日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月19日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月18日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分		議員報酬額及び報酬額	
広域連合長		年額	75,000円
副広域連合長		年額	60,000円
議 会	議 長	年額	54,000円
	副議長	年額	42,000円
	議 員	年額	30,000円
監査委員	識見監査委員	年額	60,000円
	議選監査委員	年額	36,000円
選挙管理委員会	委員長	日額	6,000円
	委 員	日額	5,000円
情報公開審査会委員		日額	10,000円
個人情報保護審査会委員及び個人情報保護審査会専門委員		日額	10,000円
行政不服審査会委員		日額	10,000円
後期高齢者医療運営協議会委員		日額	10,000円

別表第2（第4条関係）

車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿 泊 料（一夜につき）		食 卓 料 （一夜につき）
		甲 地 方	乙 地 方	
37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規定（昭和25年大蔵省令第45号）第14条及び第15条に規定する地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第3（第5条関係）

特別職の職員の居住する地域の区分	費用弁償の額
八代市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、美里町、和水町、南関町 長洲町、大津町、高森町、南阿蘇村、西原村、甲佐町、氷川町	2,000 円
上天草市、南小国町、小国町、産山村、山都町、芦北町、津奈木町	3,000 円
人吉市、水俣市、天草市、山江村、球磨村、苓北町	5,000 円
錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、	7,000 円

備考

この表の議員の居住する地域の区分欄に掲げる名称は、平成 19 年 2 月 1 日においてそれらの名称を有する市町村の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。